

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 5月10日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

**新潟県選挙管理委員会規程第6号**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第10号様式</b>（第10条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>「何年執行」又は「第何回」</u>とすることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p><b>第10号様式</b>（第10条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>衆議院議員総選挙にあつては第何回執行</u>とすることができる。</p> <p>2 （略）</p>
<p><b>第13号様式</b>（第15条関係）</p> <p>その1 自動車、船舶</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>「何年執行」又は「第何回」</u>とすることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>その2 拡声機</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>「何年執行」又は「第何回」</u>とすることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p><b>第13号様式</b>（第15条関係）</p> <p>その1 自動車、船舶</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>衆議院議員総選挙にあつては第何回執行</u>とすることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>その2 拡声機</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>衆議院議員総選挙にあつては第何回執行</u>とすることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p><b>第16号様式</b>（第20条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>「何年執行」又は「第何回」</u>とすることができる。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p><b>第16号様式</b>（第20条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙にあつては第何回執行</u>とすることができる。</p> <p>2～4 （略）</p>
<p><b>第19号様式</b>（第26条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>「何年執行」又は「第</u></p>	<p><b>第19号様式</b>（第26条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日は、<u>第何回執行</u>とすることが</p>

何回とすることができる。

2・3 (略)

**第30号様式** (第48条関係)

その1

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 (略)

その2

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2・3 (略)

**第31号様式** (第51条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 (略)

**第32号様式** (第51条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 (略)

**第33号様式** (第51条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 (略)

**第55号様式** (第91条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第

できる。

2・3 (略)

**第30号様式** (第48条関係)

その1

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、衆議院議員総選挙にあつては第何回執行とすることができる。

2 (略)

その2

(略)

備考

1 選挙執行年月日は、第何回執行とすることができる。

2・3 (略)

**第31号様式** (第51条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、衆議院議員総選挙にあつては第何回執行とすることができる。

2 (略)

**第32号様式** (第51条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、衆議院議員総選挙にあつては第何回執行とすることができる。

2 (略)

**第33号様式** (第51条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、衆議院議員総選挙にあつては第何回執行とすることができる。

2 (略)

**第55号様式** (第91条関係)

(略)

備考

何回」とすることができる。

2 新潟県選挙管理委員会の印は刷込式とすることができる。

**第 60 号様式**（第 101 条関係）

（略）

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。

**第 61 号様式**（第 102 条関係）

（略）

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 （略）

3 （略）

4 （略）

新潟県選挙管理委員会の印は刷込式とすることができる。

**第 60 号様式**（第 101 条関係）

（略）

備考

用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。

**第 61 号様式**（第 102 条関係）

（略）

備考

1 （略）

2 （略）

3 （略）

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。